

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ） 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分、注釈は省略)

改訂案	現 行
<p>I はじめに</p> <p>1 ガイドライン（検討のまとめ）の背景 (略)</p> <p>2 本ガイドラインの目的 (略)</p> <p>3 本ガイドラインで対象とする契約関係 (略)</p> <p>4 本ガイドラインに関連する主な法令やガイドライン等 事業者等と芸術家等が取引をする際には、その取引全般に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）が適用される。また、取引の発注者が資本金又は出資金 1,000 万円超の法人の事業者等であり、かつ、取引の内容が下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）に定める取引類型に該当する場合、受注者が個人の場合でも、下請法が適用される。</p> <p><u>さらに、令和 6 年 1 月 1 日に施行される特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）により、従業員を使用しない個人等（特定受託事業者）が事業者として受託する業務委託について、発注者（主として特定業務委託事業者）が取引の適正化及び就業環境の整備に関する措置を講ずることが義務付けられた。</u></p> <p><u>事業者等と取引をする芸術家等が特定受託事業者に当たる場合は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が適用される。もっとも、業務の実態等から判断して芸術家等が<u>労働基準法等における「労働者」と認められる場合は、当該芸術家等は特定受託事業者に当たらず、労働関係法令が適用されるので留意が必要である。</u></u></p> <p>このような事業者等と芸術家等を含めたフリーランスとの取引については、独占禁止法、下請法、労働関係法令の適用関係や、これらの法令に基づく問題</p>	<p>I はじめに</p> <p>1 ガイドライン（検討のまとめ）の背景 (略)</p> <p>2 本ガイドラインの目的 (略)</p> <p>3 本ガイドラインで対象とする契約関係 (略)</p> <p>4 本ガイドラインに関連する主な法令やガイドライン等 事業者等と芸術家等が取引をする際には、その取引全般に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）が適用される。また、取引の発注者が資本金又は出資金 1,000 万円超の法人の事業者等であり、かつ、取引の内容が下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）に定める取引類型に該当する場合、受注者が個人の場合でも、下請法が適用される。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>さらに、業務の実態等から判断して芸術家等が「労働者」と認められる場合は、労働関係法令が適用されるので留意が必要である。</u></p> <p>このような事業者等と芸術家等を含めたフリーランスとの取引については、独占禁止法、下請法、労働関係法令の適用関係や、これらの法令に基づく問題</p>

改訂案	現 行
<p>行為を明確化した「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）」が策定されている。</p> <p><u>フリーランス・事業者間取引適正化等法について</u>は、運用の統一を図るとともに、法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法等の解釈を明確化することを目的に、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（令和6年5月31日、公正取引委員会、厚生労働省）」が策定されている。</p> <p>また、フリーランス・事業者間取引適正化等法第12条、第13条、第14条に関し、発注者（特定業務委託事業者）が適切に対処するために必要な事項について、「特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講すべき措置等に関する適切に対処するための指針（令和6年厚生労働省告示第212号）」（以下、「厚生労働大臣指針」という。）についても令和6年5月31日に定められているので参考されたい。</p> <p>文化芸術分野での取引について、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（平成21年2月（令和2年9月末改訂）、総務省）」、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（平成25年4月（令和元年8月改定）、経済産業省）」等のガイドラインがある。既にガイドラインのある分野においては、当該ガイドラインによるものであるが、本ガイドラインも参考に契約の書面化の推進や取引の適正化の促進が求められる。</p> <p>なお、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として「フリーランス・トラブル110番」が設置されているため活用されたい。</p> <p>II 文化芸術分野における契約上の課題</p> <p>1 文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由 (略)</p> <p>2 曖昧な契約や不適正な契約書によって生じる問題 口頭での契約や、メール等を用いた受発注であっても取決め内容が不十分な場</p>	<p>行為を明確化した「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）」が策定されているため参考されたい。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、文化芸術分野での取引について、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（平成21年2月（令和2年9月末改訂）、総務省）」、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（平成25年4月（令和元年8月改定）、経済産業省）」等のガイドラインがある。既にガイドラインのある分野においては、当該ガイドラインによるものであるが、本ガイドラインも参考に契約の書面化の推進や取引の適正化の促進が求められる。</p> <p>なお、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として「フリーランス・トラブル110番」が設置されているため活用されたい。</p> <p>II 文化芸術分野における契約上の課題</p> <p>1 文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由 (略)</p> <p>2 曖昧な契約や不適正な契約書によって生じる問題 口頭での契約や、メール等を用いた受発注であっても取決め内容が不十分な場</p>

改訂案	現 行
<p>合、双方の権利と義務が不明確となり、例えば、一方的なキャンセルや報酬の減額等本来契約違反であるようなことがあってもそれを証明できなかったり、想定していなかった業務が追加されたりする等、芸術家等に予期せぬ不利益が生じることがある。特に、コロナ禍においては、<u>契約書がないために、芸術家等が自分自身の業務や報酬額等を証明できない等の課題も生じている。</u></p> <p>また、契約において弱い立場に置かれたがちな芸術家等は、交渉や協議を求めれば団体や業界内で冷遇されてしまうのではないか、今後、業務の依頼が来なくなるのではないか等の不安から<u>十分な契約条件等の交渉をせずに業務を受けてしまったり、そもそも交渉もせずに諦めてしまったりすることも指摘されている。</u></p>	<p>場合、双方の権利と義務が不明確となり、例えば、一方的なキャンセルや報酬の減額等本来契約違反であるようなことがあってもそれを証明できなかったり、想定していなかった業務が追加されたりする等、芸術家等に予期せぬ不利益が生じることがある。特に、コロナ禍においては、<u>芸術家等が契約書がないために、自分自身の業務や報酬額等を証明できない等の課題も生じている。</u></p> <p>また、契約において弱い立場になりがちな芸術家等は、交渉や協議を求めたら団体や業界内で冷遇されてしまうのではないか、今後、業務の依頼が来なくなるのではないか等の不安から交渉せずに業務を受けてしまったり、そもそも交渉もせずに諦めてしまったりすることも指摘されている。</p>
<p>このため、契約書があっても、例えば、芸術家等の報酬や著作権等の権利が適切に保護されていなかったり、芸術家等が合理的な範囲を超えた義務を負わされたりするなど、<u>契約書の内容が事業者等に一方的に有利</u>である場合に、芸術家等が不利益を被ったり、トラブルに発展したりすることもある。また、事故防止やハラスメント対策等の作業環境の整備に関する内容が十分に盛り込まれていないとの指摘もある。</p>	<p>このため、契約書があっても、例えば、芸術家等の報酬や著作権等の権利が適切に保護されていなかったり、芸術家等が合理的な範囲を超えた義務を負わされたりするなど、事業者等に一方的な内容である場合に、芸術家等が不利益を被ったり、トラブルに発展したりすることもある。また、事故防止やハラスメント対策等の作業環境の整備に関する内容が十分に盛り込まれていないとの指摘もある。</p>

III 課題を踏まえた改善の方向性

1 契約内容の明確化のための契約の書面化の推進

これまでのような、信頼関係に基づく口頭による契約慣行等により生じる不明確な契約内容によるトラブルを回避するとともに、感染症の流行等の不測の事態に備えるためにも、契約の書面化を一層推進し、これまでの口頭による契約慣行等を改善していく必要がある。

また、基本的に契約書を交わしている分野もあれば、これまで依頼は口約束がほとんどである分野であること、長期間にわたる業務もあれば、前日に依頼されての短期間の業務もあることから、各分野や業界等の実情、業務の性質等に応じて契約の書面化を推進していくことが求められる。

書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられる。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的な事項に関する記録を事前に書面により残しておくことが重要である。特に、期間が長期にわたる業務や報酬が高額な業務などの場合には、契約書等に業務

III 課題を踏まえた改善の方向性

1 契約内容の明確化のための契約の書面化の推進

これまでの信頼関係に基づく口頭による契約慣行等により生じる不明確な契約内容によるトラブルを回避するとともに、感染症の流行等の不測の事態に備えるためにも、契約の書面化を一層推進し、これまでの口頭による契約慣行を改善していく必要がある。

また、基本的に契約書を交わしているところもあれば、これまで依頼は口約束がほとんどである分野であること、長期間にわたる業務もあれば、前日に依頼されての短期間の業務もあることから、各分野や業界等の実情に応じて契約の書面化を推進していくことが求められる。

書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられる。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的な事項に関する記録を事前に書面により残しておくことが重要である。特に、期間が長期にわたる業務や報酬が高額な業務などの場合には、契約書など適切な

改訂案	現 行
<p><u>内容や報酬等の基本事項を記載し、交付するべきである。</u></p> <p><u>なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法では、発注者（業務委託事業者）がフリーランス（特定受託事業者）に対し業務委託をした場合には、直ちに、書面又は電磁的方法により取引条件を明示しなければならないとされている。</u></p>	<p><u>書面を交付することが望ましい。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>2 取引の適正化の促進</p> <p>事業者等と芸術家等がどのような内容で取引をするかは、原則として、当事者間で自由に決められるものであるが、実際には、力関係の差や交渉力の差により、事業者等からの一方的な内容となっているような状況が<u>生じている</u>と指摘されている。</p> <p>このような状況を改善していくためには、事業者等と芸術家等の間で業務開始前に報酬や権利等の取引条件について十分に協議・交渉が行われることが重要であり、芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備していくことが求められる。</p> <p>また、取引に当たっては、芸術家等の自主性を尊重し、芸術家等がその才能を遺憾なく発揮して、プロフェッショナルとして創作活動に取り組めるよう、芸術家等の専門性や提供する役務に見合った報酬とするなど、取引の適正化を促進していく必要がある。</p> <p><u>フリーランス・事業者間取引適正化等法では、受注者たるフリーランス（特定受託事業者）に1か月以上の業務委託をしている発注者（特定業務委託事業者）に対し、7つの禁止行為（「受領拒否」「報酬の減額」「返品」「買いたたき」「購入・利用強制」「不当な経済上の利益の提供要請」「不当な給付内容の変更・やり直し」）が定められている。</u></p> <p><u>フリーランス・事業者間取引適正化等法の第2章（特定受託事業者に係る取引の適正化）に違反する事実がある場合、フリーランス（特定受託事業者）はフリーランス・事業者間取引適正化等法のうち取引の適正化に係る規定の所管省庁（公正取引委員会・中小企業庁）に対しその旨を申し出ることができる。</u></p> <p><u>フリーランス・事業者間取引適正化等法の所管省庁は、申出の内容に応じ、必要な調査（報告徴収・立入検査）を行い、申出の内容が事実である場合、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規定に則って、指導・助言のほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には、命令・公表を行うとされている。また、命</u></p>	<p>2 取引の適正化の促進</p> <p>事業者等と芸術家等がどのような内容で取引をするかは、原則として、当事者間で自由に決められるものであるが、実際には、力関係の差や交渉力の差により、事業者等からの一方的な内容となっているような状況が指摘されている。</p> <p>このような状況を改善していくためには、事業者等と芸術家等の間で業務開始前に報酬や権利等の取引条件について十分に協議・交渉が行われることが重要であり、芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備していくことが求められる。</p> <p>また、取引に当たっては、芸術家等の自主性を尊重し、芸術家等がその才能を遺憾なく発揮して、プロフェッショナルとして創作活動に取り組めるよう、芸術家等の専門性や提供する役務に見合った報酬とするなど取引の適正化を促進していく必要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改訂案	現 行
<p><u>金違反には50万円以下の罰金が科されることになっている。</u></p> <p>IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等 文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が 様々であること等による契約の多様性や、曖昧な契約、不適正な契約等によつ て不利な立場におかれがちな芸術家等に生じている問題等を踏まえ、事業者等 や芸術家等の参考となるよう取引の適正化の促進等の観点から契約において明 確にすべき基本的な項目及び考え方、留意事項等を以下に示す。</p> <p><u>なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法では、受注者（特定受託事業 者）に対し業務委託をした場合、発注者（業務委託事業者）は、書面又は電磁 的方法により、直ちに、取引条件（「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発 注者（業務委託事業者）・フリーランス（特定受託事業者）の名称」「業務委託 をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受け る場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報 酬の支払方法に関する必要事項」）を明示しなければならないとされている。こ の取引条件明示義務は、フリーランスが業務委託事業者として業務を発注する 場合も負担する。</u></p> <p><u>また、フリーランス・事業者間取引適正化等法は、発注者（特定業務委託事 業者）が広告等によりフリーランス（特定受託事業者）の募集に関する情報を 提供するときは、当該情報について虚偽又は誤解を生じさせる表示をしないこ と、かつ、正確で最新の内容であることを義務づけている。</u></p> <p><u>以下、本項においては、契約上の立場を明らかにする観点から、個人で活動 する芸術家等を「受注者」、芸術家等に依頼を行う事業者等を「発注者」とす る。</u></p> <p>1 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき基本的な項目 及び考え方 (1) 業務内容 業務内容は、発注者が何を依頼し、受注者が具体的に何をするかを規定する ものであり、契約の中でも特に重要な項目である。業務内容が不明確であれ ば、例えば、発注者は、受注者から提供されたものが依頼した業務と違ってい ても、その責任を追及しづらくなったり、受注者は、想定していない業務を受</p>	<p>IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等 文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が 様々であること等による契約の多様性や、曖昧な契約、不適正な契約等によつ て不利な立場におかれがちな芸術家等に生じている問題等を踏まえ、事業者等 や芸術家等の参考となるよう取引の適正化の促進等の観点から契約において明 確にすべき基本的な項目及び考え方、留意事項等を以下に示す。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>なお、本項においては、契約上の立場を明らかにする観点から、個人で活動 する芸術家等を「受注者」、芸術家等に依頼を行う事業者等を「発注者」とす る。</u></p> <p>1 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき基本的な項目 及び考え方 (1) 業務内容 業務内容は、発注者が何を依頼し、受注者が具体的に何をするかを規定する ものであり、契約の中でも特に重要な項目である。業務内容が不明確であれ ば、例えば、発注者は、受注者から提供されたものが依頼した業務と違ってい ても、その責任を追及しづらくなったり、受注者は、想定していない業務を受</p>

改訂案	現 行
<p>けざるを得なくなったりするなどのリスクがある。このため、発注者、受注者双方が依頼内容を十分に理解し、トラブルを未然に防ぐためにも、業務内容は、可能な限り明確にしておく必要がある。</p>	<p>けざるを得なくなったりするなどのリスクがある。このため、発注者、受注者双方が依頼内容を十分に理解し、トラブルを未然に防ぐためにも、業務内容は、可能な限り明確にしておく必要がある。</p>
<p>一方で、文化芸術に関する業務は、1年以上前から企画するものや、創造的な業務も多く、発注する段階で業務内容の詳細を確定させることが困難な場合や創作していく過程において内容を変更する必要が生じる場合もある。</p>	<p>一方で、文化芸術に関する業務は、1年以上前から企画するものや、創造的な業務も多く、発注する段階で業務内容の詳細を確定させることが困難な場合や創作していく過程において内容を変更する必要が生じる場合もある。</p>
<p>このような場合にも、発注段階で明確にできるものは具体化しておき、明確にできないことにつき正当な理由があるものについては、その理由や内容を定めることとなる予定期日を記載するとともに、内容が定まり次第直ちに当該内容を書面化するなど、業務内容を明確化していくことが必要である。なお、発注者は、業務内容を明確に定めないことによって、受注者に追加業務等の負担を強いることのないよう留意する必要がある。また、業務内容が不明確なまま受注者に対し、一方的に指示を行い、受注者に指示通り業務を行うことを求める場合等には、「労働者」と認められ、労働関係法令の遵守が必要となる可能性があることに留意が必要である。</p>	<p>このような場合にも、発注段階で明確にできるものは具体化しておき、明確にできないことにつき正当な理由があるものについては、その理由や内容を定めることとなる予定期日を記載するとともに、内容が定まり次第直ちに当該内容を書面化するなど、業務内容を明確化していくことが必要である。なお、発注者は、業務内容を明確に定めないことによって、受注者に追加業務の負担を強いることのないよう留意する必要がある。また、業務内容が不明確なまま受注者に対し、一方的に指示を行い、受注者に指示通り業務を行うことを求める場合には、「労働者」と認められ、労働関係法令の遵守が必要となる可能性があることに留意が必要である。</p>
<p>(2) 報酬等</p>	<p>(2) 報酬等</p>
<p>報酬の決定に当たっては、業務内容や専門性、著作権等の権利の利用許諾・譲渡・二次利用の有無、経費負担等に応じた適正な金額となるよう、発注者と受注者が十分に協議した上で決定すべきであり、不当に低い対価での取引をしないようにする必要がある。その際、受注者が業務を実施する上で必要な諸経費についても発注者と受注者が十分に協議し、それぞれが負担する経費を明確化し、契約書に記載しておく必要がある。</p>	<p>報酬の決定に当たっては、業務内容や専門性、著作権等の権利の利用許諾・譲渡・二次利用の有無、経費負担等に応じた適正な金額となるよう、発注者と受注者が十分に協議した上で決定すべきであり、不当に低い対価での取引をしないようにする必要がある。その際、受注者が業務を実施する上で必要な諸経費についても発注者と受注者が十分に協議し、それぞれが負担する経費を明確化し、契約書に記載しておく必要がある。</p>
<p>契約時点において具体的な報酬額を定められない正当な理由がある場合には、定められない理由、報酬が決定する予定期日を記載しておき、確定次第速やかに書面で通知する等の対応が必要である。</p>	<p>契約時点において具体的な報酬額を定められない正当な理由がある場合には、定められない理由、報酬が決定する予定期日を記載しておき、確定次第速やかに書面で通知する等の対応が必要である。</p>
<p>報酬の支払期日及び支払方法について、受注者に不当に不利益を与えないよう、あらかじめ契約書に記載しておく必要がある。</p>	<p>報酬の支払期日及び支払方法について、受注者に不当に不利益を与えないよう、あらかじめ契約書に記載しておく必要がある。</p>
<p><u>なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法では、報酬支払期日の設定・期日内の支払が義務付けられており、発注者（特定業務委託事業者）が、報酬の支払期日を発注した物品等を受け取る日又は役務の提供を受ける日から数えて60日以内のできる限り早い日に設定し、期日内に報酬を支払うこととされ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改訂案	現 行
<p>ている。もっとも、再委託である場合は、通常明示すべき事項に加えて、「再委託である旨」、「元委託者の名称」、「元委託業務の対価の支払期日」を明示した場合に限り、元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内に支払期日を定めることができる。</p>	
<p>(3) 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、数多くの文化芸術公演等が中止を余儀なくされ、多くの芸術家等が中止等に伴い報酬の支払もなく収入が激減する等不安定な状況に置かれたことを踏まえ、感染症や地震、台風などいわゆる不可抗力により公演等が中止・延期となった場合に、受注者が一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきである。</p> <p>公演等の中止・延期が不可抗力によるものか否かは個別の事情によって判断されるが、不可抗力により公演等が中止・延期となった場合の報酬の取扱いについては、契約段階において発注者と受注者が十分に協議し、契約書に記載しておく必要がある。</p> <p>また、公演等の中止・延期決定後に、発注者と受注者が報酬の取扱いについて協議する場合には、例えば、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに受注者が実施した業務の履行割合、中止・延期により受注者が負担することとなる経費、公演等のために受注者が確保していた日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、発注者の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に代わる延期公演等の実施の有無等を勘案し、決定することが望ましい。なお、公演等の実施に関する予算が一定程度確保されているような場合には、積極的な配慮が求められる。</p> <p>(4) 安全・衛生等</p> <p>発注者は、安全配慮の一環として、受注者の身体的・精神的な健康状態に配慮することが重要であり、受注者が、高齢者や児童、未成年者、妊婦等の場合には、その年齢や学業等に応じた一層の配慮が求められる。</p> <p>文化芸術の公演等においては、演出上、高所や暗所での作業や身体接触を伴う演技等危険を伴うものがあることから、事故防止など安全管理の徹底が求められる。</p> <p>制作や実演の現場においては、プロデューサー、演出家、監督、照明・音響</p>	<p>(3) 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、数多くの文化芸術公演等が中止を余儀なくされ、多くの芸術家等が中止等に伴い報酬の支払もなく収入が激減する等不安定な状況に置かれたことを踏まえ、感染症や地震、台風などいわゆる不可抗力により公演等が中止・延期となった場合に、受注者が一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきである。</p> <p>公演等の中止・延期が不可抗力によるものかは個別の事情によって判断されるが、不可抗力により公演等が中止・延期となった場合の報酬の取扱いについて、契約段階において発注者と受注者が十分に協議し、契約書に記載しておく必要がある。</p> <p>また、公演等の中止・延期決定後に、発注者と受注者が報酬の取扱いについて協議する場合には、例えば、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに受注者が実施した業務の履行割合、中止・延期により受注者が負担することとなる経費、公演等のために受注者が確保していた日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、発注者の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に代わる延期公演等の実施の有無等を勘案し、決定することが望ましい。なお、公演等の実施に関する予算が一定程度確保されているような場合には、積極的な配慮が求められる。</p> <p>(4) 安全・衛生</p> <p>発注者は、安全配慮として、受注者の身体的・精神的な健康状態に配慮することが重要であり、受注者が、高齢者や児童、未成年者、妊婦等の場合には、その年齢や学業等に応じた一層の配慮が求められる。</p> <p>文化芸術の公演等においては、演出上、高所や暗所での作業や身体接触を伴う演技等危険を伴うものがあることから、事故防止など安全管理の徹底が求められる。</p> <p>制作や実演の現場においては、プロデューサー、演出家、監督、照明・音響</p>

改訂案	現 行
<p>等スタッフなど様々な分野の立場の異なる専門家が関わるため、現場での関係者間の意思疎通不足や指揮命令系統や責任体制が不明確な場合には事故につながりやすいとの指摘もある。</p>	<p>等スタッフなど様々な分野の立場の異なる専門家が関わるため、現場での関係者間の意思疎通不足や指揮命令系統や責任体制が不明確な場合には事故につながりやすいとの指摘もある。</p>
<p>また、制作や実演の現場において暴言等による精神的な攻撃や演出等を理由とした性的な言動などパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに関する問題、過多な露出、過度に扇情的に表現する行為を強要する等の問題や深夜早朝の<u>時間帯を含み長時間に及ぶ</u>過重業務の問題も生じている。</p>	<p>また、制作や実演の現場において暴言等による精神的な攻撃や演出等を理由とした性的な言動などパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに関する問題、過多な露出、過度に扇情的に表現する行為を強要する等の問題や深夜早朝の過重業務の問題も生じている。</p>
<p>このため、事故防止や作業環境の整備などの観点から、現場の安全衛生に関する責任体制の確立のため、芸術家等の安全衛生管理を行う者を置くことが望ましい。また、「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について（令和3年3月26日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長他）」及び「<u>個人事業者等の健康管理に関するガイドライン</u>」（令和6年5月28日策定）にあるとおり、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策や心身の健康管理等を徹底するため、現場における災害防止措置として、芸能従事者が行う資材による危険の防止、演技、撮影、照明等の作業における危険の防止の取組、安全衛生に関する対策の確立等として、制作管理者が行う安全衛生に関する責任体制の確立、安全衛生教育の実施、作業環境やトラブル・ハラスメント相談体制の整備等の取組が求められている。</p>	<p>このため、事故防止や作業環境の整備などの観点から、現場の安全衛生に関する責任体制の確立のため、芸術家等の安全衛生管理を行う者を置くことが望ましい。また、「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について（令和3年3月26日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長他）」にあるとおり、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、現場における災害防止措置として、芸能従事者が行う資材による危険の防止、演技、撮影、照明等の作業における危険の防止の取組、安全衛生に関する対策の確立等として、制作管理者が行う安全衛生に関する責任体制の確立、安全衛生教育の実施、作業環境やトラブル・ハラスメント相談体制の整備等の取組が求められている。</p>
<p><u>フリーランス・事業者間取引適正化等法では、ハラスメント対策に係る体制整備が義務付けられており、受注者（特定受託事業者）に対するハラスメント行為に関し、発注者（特定業務委託事業者）は、①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応などを講じることとされている。また、受注者（特定受託事業者）がハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならないとされている。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>また、厚生労働大臣指針では、発注者（特定業務委託事業者）は、他の事業者等からのパワーハラスメントや妊娠、出産等に関するハラスメント、顧客等からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）により、受注者（特定受託業務従事者）が就業環境を害されることのないよう、相談窓口の設置などの体制を整備することが望ましいとされている。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>このほか、受注者の事故等に備え、発注者において民間の保険に加入した</u></p>	<p><u>また、受注者の事故等に備え、発注者において民間の保険に加入したり、受</u></p>

改訂案	現 行
<p>り、受注者において、音楽、演芸その他芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業を行う場合やアニメーションの制作の作業を行う場合には、それらの作業につき労災保険に特別加入することや民間の保険等に加入したりすることが考えられ、その費用負担も含め保険に関する取扱いについて発注者と受注者が協議することが望ましい。</p> <p>さらに、センシティブなシーンの実演があることや、近年、芸術家等の自殺や芸術家等が誹謗中傷を受けることが増えていることも踏まえ、受注者の身体や精神的安全を確保するため、作業環境を整えたり、精神的ケアの取組をしたりすることが求められる。</p> <p><u>他にも、フリーランス・事業者間取引適正化等法では、育児介護等と業務の両立に対する配慮が義務付けられており、6か月以上の業務委託について、受注者（特定受託事業者）が育児や介護などと業務を両立できるよう、受注者（特定受託事業者）の申出に応じて、発注者（特定業務委託事業者）は必要な配慮をしなければならないこととされている（6か月未満の業務委託についても、受注者（特定受託事業者）からの申し出に応じて、必要な配慮をするよう努めなければならないとされている。）。</u></p>	<p>注者において、音楽、演芸その他芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業を行う場合やアニメーションの制作の作業を行う場合には、それらの作業につき労災保険に特別加入することや民間の保険等に加入したりすることが考えられ、その費用負担も含め保険に関する取扱いについて発注者と受注者が協議することが望ましい。</p> <p>さらに、センシティブなシーンの実演があることや、近年、芸術家等の自殺や芸術家等が誹謗中傷を受けることが増えていることも踏まえ、受注者の身体や精神的安全を確保するため、作業環境を整えたり、精神的ケアの取組をしたりすることが求められる。</p>
<p>(5) 権利</p> <p>創作過程において生じた著作権、実演等によって生じる著作隣接権は、その創作や実演等を行った芸術家等に自動的に帰属する。</p> <p>このため、受注者の著作物や実演を発注者が利用する場合には、受注者からその利用について許諾を受けたり、著作権等の譲渡を受けたりする必要があり、契約段階において発注者と受注者が協議し、明確にしておく必要がある。</p> <p>利用の許諾を受ける場合は利用方法や条件について、また譲渡の場合はその範囲について、発注者と受注者が協議し、対価の決定にあたってはそれらを十分に考慮することにより、受注者の利益を不当に害さないことが求められる。</p> <p>また、著作者人格権や実演家人格権といった譲渡することができない権利や、肖像権、パブリシティ権のような人格権由来とされている権利についても、その取扱いについて確認しておくことが求められる。</p> <p>なお、成果物の所有権について明確にしておくことが望ましい。</p> <p><u>フリーランス・事業者間取引適正化等法は取引条件の明示を発注者（業務委託事業者）に義務づけているが、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する</u></p>	<p>(5) 権利</p> <p>創作過程において生じた著作権、実演等によって生じる著作隣接権は、その創作や実演等を行った芸術家等に自動的に帰属する。</p> <p>このため、受注者の著作物や実演を発注者が利用する場合には、受注者からその利用について許諾を受けたり、著作権等の譲渡を受けたりする必要があり、契約段階において発注者と受注者が協議し、明確にしておく必要がある。</p> <p>利用の許諾を受ける場合は利用方法や条件について、また譲渡の場合はその範囲について、発注者と受注者が協議し、対価の決定にあたってはそれらを十分に考慮することにより、受注者の利益を不当に害さないことが求められる。</p> <p>また、著作者人格権や実演家人格権といった譲渡することができない権利や、肖像権、パブリシティ権のような人格権由来とされている権利についても、その取扱いについて確認しておくことが求められる。</p> <p>なお、成果物の所有権について明確にしておくことが望ましい。</p>

改訂案	現 行
<p><u>る法律の考え方（令和6年5月31日、公正取引委員会、厚生労働省）</u>では、明示すべき「給付の内容」に関し、受注者（特定受託事業者）の知的財産権が発生する場合において、目的物を給付させるとともに、業務委託の目的たる使用的範囲を超えて知的財産権を発注者（業務委託事業者）に譲渡・許諾させることを「給付の内容」とする場合は、発注者（業務委託事業者）は「給付の内容」の一部として、当該知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載するとともに、当該知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を報酬に加える必要があるとされている。また、発注者（特定業務委託事業者）が受注者（特定受託事業者）に発生した知的財産権を、業務委託の目的たる使用的範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するとされている。</p> <p>(6) 契約内容の変更 (略)</p> <p>2 その他の項目及び契約に当たっての留意事項 (その他の項目及び契約に当たっての留意点) 上記1の項目のほか、契約に当たって必要となり得るものとして、広告宣伝に関する条項、クレジット（氏名表示）に関する条項、損害賠償責任に関する条項、暴力団排除に関する条項、契約終了後に関する条項、秘密保持等に関する条項、中途解約に関する条項、紛争解決に関する条項等がある。これらの各条項についても、トラブル防止の観点から書面により明確にする必要がある。その際、発注者は、受注者の利益を不当に害することがないよう受注者と十分に協議し<u>契約書に記載する内容を決定</u>することが求められる。これらに関し、契約に当たっての留意点を以下に示す。</p> <p>○広告宣伝に関する条項 (略)</p> <p>○クレジットに関する条項 (略)</p>	<p>(6) 契約内容の変更 (略)</p> <p>2 その他の項目及び契約に当たっての留意事項 (その他の項目及び契約に当たっての留意点) 上記1の項目のほか、契約に当たって必要となり得るものとして、広告宣伝に関する条項、クレジット（氏名表示）に関する条項、損害賠償責任に関する条項、暴力団排除に関する条項、契約終了後に関する条項、秘密保持等に関する条項、中途解約に関する条項、紛争解決に関する条項等がある。これらの各条項についても、トラブル防止の観点から書面により明確にする必要がある。その際、発注者は、受注者の利益を不当に害することがないよう受注者と十分に協議することが求められる。これらに関し、契約に当たっての留意点を以下に示す。</p> <p>○広告宣伝に関する条項 (略)</p> <p>○クレジットに関する条項 (略)</p>

改訂案	現 行
<p>○損害賠償責任に関する条項 文化芸術に関する業務は、業務に起因する損害が著しく高額になることがあるが、損害賠償額の上限を定めたり、賠償の対象となる損害の範囲を明確に定めたりするなど、受注者に過度の損害賠償額を負担させたりすることがないよう配慮する必要がある。</p>	<p>○損害賠償責任に関する条項 文化芸術に関する業務は、業務に起因する損害が著しく高額になることがあるが、損害賠償額の上限を定めたり、損害の範囲を明確に定めたりするなど、受注者に過度の損害賠償額を負担させたりすることがないよう配慮する必要がある。</p>
<p>○暴力団排除に関する条項 (略)</p>	<p>○暴力団排除に関する条項 (略)</p>
<p>○契約終了後に関する条項 (略)</p>	<p>○契約終了後に関する条項 (略)</p>
<p>○秘密保持義務や競業避免義務、専属義務等に関する条項 (略)</p>	<p>○秘密保持義務や競業避免義務、専属義務等に関する条項 (略)</p>
<p>○中途解約に関する条項 中途解約は、発注者と受注者の双方に対等に定めるのが公平であり、明確に定めることが望ましい。その際、中途解約の妨げになるような著しく過大な損害賠償額を設定しないよう留意する必要がある。 <u>なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法では、中途解除等の事前予告・理由開示が義務項目とされており、6か月以上の業務委託を中途解除または不更新とする場合、発注事業者（特定業務委託事業者）は、</u> <u>・原則として解除日または契約満了日から少なくとも30日前までに予告しなければならない</u> <u>・予告の日から解除日または契約満了日までに受注者（特定受託事業者）から理由の開示の請求があった場合には、理由を開示しなければならない</u> <u>とされている。</u></p>	<p>○中途解約に関する条項 中途解約は、発注者と受注者の双方に対等に定めるのが公平であり、明確に定めることが望ましい。その際、中途解約の妨げになるような著しく過大な損害賠償額を設定しないよう留意する必要がある。 (新設)</p>
<p>○紛争解決に関する条項 (略) (所属事務所等が契約する場合の留意点)</p>	<p>○紛争解決に関する条項 (略) (所属事務所等が契約する場合の留意点)</p>

改訂案	現 行
(略)	(略)
3 契約書のひな型及び解説 (略)	3 契約書のひな型及び解説 (略)
V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保の方策 (略)	V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保の方策 (略)
1 適正な契約関係の構築に向けた行政の取組 適正な契約関係を構築していくためには、事業者等や芸術家等の努力だけではなく、行政が主体となった継続的な取組が欠かせない。文化庁は、例えば、各分野の団体等が行う研修会の開催、文化芸術分野に特化した契約に関する相談窓口の設置、芸術系の大学や専門学校での契約に関する講座の実施への支援等に取り組んでいくとともに、これらの取組等を通じて引き続き課題を把握し、契約関係の適正化に向けた更なる検討を進めていく必要がある。 また、文化芸術分野において芸術家等が取引する際、 <u>フリーランス・事業者間取引適正化等法や独占禁止法、下請法、労働関係法令</u> に違反する事実が認められる場合には、各関係行政機関において適切に対応することが必要である。	1 適正な契約関係の構築に向けた行政の取組 適正な契約関係を構築していくためには、事業者等や芸術家等の努力だけではなく、行政が主体となった継続的な取組が欠かせない。文化庁は、例えば、各分野の団体等が行う研修会の開催、文化芸術分野に特化した契約に関する相談窓口の設置、芸術系の大学や専門学校での契約に関する講座の実施への支援等に取り組んでいくとともに、これらの取組等を通じて引き続き課題を把握し、契約関係の適正化に向けた更なる検討を進めていく必要がある。 また、文化芸術分野において芸術家等が取引する際、独占禁止法や下請法、労働関係法令に違反する事実が認められる場合には、各関係行政機関において適切に対応することが必要である。
2 団体や事業者等に期待される事項 (略)	2 団体や事業者等に期待される事項 (略)
3 芸術家等に期待される事項 (略)	3 芸術家等に期待される事項 (略)
おわりに (略)	おわりに (略)
備考 別添については掲載を省略する。	